業務委託仕様書

1. 業務名
   令和８年度 ピアノお披露目イベント・ストリートピアノ活用業務委託

2. 業務の目的
   本業務は、豊後高田昭和の町の観光拠点施設（昭和ロマン蔵）内にある昭和の夢町三丁目館に展示していた昭和初期に製造された「ピアノ」を修理により復活させたのち、そのピアノをお披露目イベントやストリートピアノとして活用するものである。以上の業務目的を達成するにあたって、発注者（豊後高田市観光まちづくり株式会社）が業者に依頼するものである。

3. 業務概要
   ピアノお披露目イベント
   ・ピアノユーチューバーの招聘（1 名）
   ※ピアノユーチューバーに復活したピアノを弾いてもらう。また、ピアノユーチューバー自身の SNS で「ピアノの復活」、「ピアノの常設展示」を発信してもらう。
   ・ピアノ運搬（イベント会場までの運搬※片付けも含む）
   ・広告宣伝（チラシ制作 3,000 部程度、SNS 広告バナー制作）
   ストリートピアノ活用
   ・案内看板制作（看板目安：横 180cm、縦 50cm 程度）
   ・装飾制作（ストリートピアノとして観光客に目が引くような装飾の実施）
   ・備品（ストリートピアノ周辺に置く備品の準備：ベルトパーテーション等）

4. 履行場所
   豊後高田市昭和の町および制作場

5. 履行期間
   契約締結日から令和９年３月１日まで

6. 成果物
   案内看板等

7. 成果物の納品および取扱いについて
   本業務で発生した成果物は、発注者と調整のうえ、期限までに納品をすること。また、納品後の成果物の取扱いは発注者に帰属するものとする。

8. 支払い条件

本業務終了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内（発注者側の決定された支払い日）に、一括払いにより委託料の全額を支払うこととする。

9. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

10. その他

①看板制作時に起こったトラブル等に対しては、受託者が責任を持って対処すること。

②受託者は、委託業務を実施するにあたり、発注者との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて発注者の指示により報告を行うものとする。

③本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに発注者と協議すること。

④本仕様書に示す内容は主要事項であり、明記していない事項についても、当然備えるべき事項について要求内容に含まれるものとして提案書を作成すること。